

認可外保育施設における重大事故再発防止策として、 「和歌山県認可外保育施設指導監督の指針」を策定しました。

和歌山県では、令和 5 年 7 月に認可外保育施設で発生した乳児死亡事案について、「和歌山県認可外保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会」を設置し、令和 7 年 2 月に本検証委員会から提言がなされたところです。

本提言を踏まえ、和歌山県認可外保育施設指導監督の指針を策定しました。主な内容は以下のとおりです。

<主な内容>

1 重点調査事項の設定

市町村が認可外保育施設を指導監督するにあたって、重点的に調査する事項（重点調査事項）を設定。

- ① こどもの睡眠対応
- ② 保育従事者の職員配置

2 重点調査事項の調査方法

- ① こどもの睡眠対応
 - ・ 認可外保育施設が行うこどもの睡眠対応に関するルールを設定し、市町村が指導監督において、ルールの遵守を重点的に調査。
- ② 保育従事者の職員配置
 - ・ 認可外保育施設は、こどもの登降園時間及び保育従事者の出退勤時間の記録を徹底し、市町村が指導監督において、職員配置基準の遵守を重点的に調査。

3 重点調査事項に係る指導監督の強化

- ① 改善指導から改善勧告に移行する判断を明確化
 - ・ 2 回改善指導を行っても改善されない場合は、改善勧告を行う。
- ② 著しく不適正な場合に、緊急に発出する改善勧告の要件を具体化
 - ・ こどもの睡眠時に、こどもを 1 人にしている
 - ・ 常時、保育従事者が 1 人で保育している
 - ・ 恒常的に、有資格者が 0 人で保育している など
- ③ 改善勧告以降の立入調査は、事前通告なし（抜き打ち）で実施
 - ・ 改善勧告以降に行う立入調査は、事前通告なし（抜き打ち）で実施する。

（連絡先）

共生社会推進部こども家庭局こども未来課 保育班
担 当：松本、谷地
電 話：073-441-2482（内線：2482）